

西区の温故知新！魅力アップ検討委員会の公開に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、西区の温故知新！魅力アップ検討委員会（以下「委員会」という。）の公開について、必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 委員会の傍聴を認める者（以下「傍聴者」という）の定員は、10人以内とする。

(傍聴手続)

第3条 傍聴の受付は、委員会開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までの間に先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 2 傍聴者は、事務局の指示に従って、委員会開催時刻までに会場に入場すること。なお、会議開会後の入場は認めない。
- 3 傍聴者は傍聴者名簿に、住所及び氏名を記載するものとする。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、傍聴者の定員及び決定方法を別に定めることができる。

(秩序の維持)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場に持ち込むことが適当でないものを所持する者
 - (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
 - (3) 酒気を帯びている者
 - (4) 委員長が、会議の運営に支障があると認める者
- 2 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
 - 3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 委員長の指示に従うこと
 - (2) 会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと
 - (3) 写真等の撮影及び審議における発言の録音を行わないこと
 - (4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと

(報道機関の傍聴)

第5条 報道機関については、傍聴定員の外とし、委員長の指示に従い傍聴できるものとする。

- 2 報道機関は、写真等の撮影及び審議における発言の録音を行わないこと。

(会場からの退去)

第6条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じることができる。

(委員長の措置)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員長は、臨機に依じて必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成23年10月24日から施行し、平成24年3月31日をもって失効する。